

宮古島セーリング協会（MSA）定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この団体は、宮古島セーリング協会（略称 MSA）という。

（事務所）

第2条 この団体は、主たる事務所を沖縄県宮古島市下地字与那覇 233 番地に置く。

（目的）

第3条 この団体は、主に一般市民を対象に、カイトサーフィン、ウインドサーフィン、サーフウェイブ、ヨット等（以下「セーリング」という）への参加の機会作り（普及活動）とセーリング競技者、特にジュニア世代の育成、そして漁業者、行政、観光業者などの海面利用者間の適正な海面利用のルールづくりを推進し、海の安全普及活動に関する事業を行い、同時に宮古島の街づくり（宮古島市が標榜するエコスポーツ）の推進及び SDG's で提唱されている持続可能な観光コンテンツの構築と振興、並びに青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

（団体の活動の種類）

第4条 この団体は、次の種類の活動を行う。

- (1) セーリングの普及を図る活動
- (2) エコアイランド宮古島の街づくりの推進を図る活動
- (3) 持続可能な宮古島の観光の振興を図る活動
- (4) 海浜および海面のルール作り及び環境の保全を図る活動
- (5) 海難防止などの地域安全活動
- (6) エコスポーツを通した青少年の健全育成を図る活動
- (7) 競技選手の育成、補助や援助活動

（事業の種類）

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 団体活動に係る事業

- ① セーリングの普及、振興事業
- ② ビーチクリーン等の環境保全事業
- ③ イベント、大会等地域観光振興に関する事業
- ④ 海浜環境の保全に関する事業

(2) その他の事業

- ① セーリングに関する物品販売事業
- ② セーリングスクール、練習会、競技会などの運営事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合には、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この団体の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) ビジター会員

(入会)

第7条 1 正会員の入会については、宮古島在住もしくは主たる生活、事業拠点を宮古島に置く者。

賛助会員は業務、観光、練習等でおおむね1か月以上1年未満の宮古滞在の個人、企業、団体など。

ビジター会員はセーリング目的で宮古島におおむね1週間未満の短期滞在もしくは旅行で来られる個人、企業、団体等。

- 2 各会員として入会しようとする者は、文書で団体に申し込むものとする。代表者は正当な理由がない限り、入会を認める。
- 3 代表者は、前項の者の入会をみとめないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 反社会的組織もしくはその構成員、およびそれに準じる組織や個人とかかわりがある者、その他反社会的行為を行っている者の入会は認めない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で団体に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えることが出来る。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を棄損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) 反社会的組織もしくはその構成員、およびそれに準じる組織や個人とかかわりがある、反社会的行動が認められたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第 13 条 この団体に、次の役員を置く。

(1) 理事 2 人以上

(2) 監事 1 人以上

2 理事のうち、1 人を代表理事、1 人を副代表理事とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

(役員の職務)

第 14 条 代表理事は、この団体を代表し、業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この団体の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員の任期等)

第 15 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は前任者の任期の残存期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

3 役員は、再任ができる。

4 第 1 項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第 17 条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役

員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えるなければならない。

(役員の報酬)

- 第 18 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の 3 分の 1 以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(職員)

- 第 19 条 この団体の事務を処理するため、この団体に事務局長その他の職員を置くことが出来る。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

- 第 20 条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

- 第 21 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の機能)

- 第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画書及び収支予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び収支決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 会員の除名
 - (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

- 第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求としたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、幹事から招集があったとき。

(総会の招集)

- 第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から

10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議実行を記載した書面により、すくなくとも5日前までに通知しなければならない。

(会議の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を使用することができない。

(総会における書面表決等)

第28条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(4) 議長の選任に関する事項。

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名及び押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、全理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席が無ければ開会することができない。

(理事会の議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。
 - 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有す理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数および氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名及び押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 39 条 この団体の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 この団体の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

2 この団体の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第 41 条 この団体の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この団体の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 団体の活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計

(事業年度)

第 43 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この団体の事業報告書等の決算に関する書類は、毎年業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、幹事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の賛成を経て認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする団体活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 行政等による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 解散の時に在する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雜則

(公告の方法)

第49条 この団体の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事

副理事

理事

- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の

日から令和6年3月31日までとする。

- 4 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この団体の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和6年3月31日までとする。
- 6 この団体の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金 なし

- (1) 正会員 年会費 3,000円
- (2) 賛助会員 一口 3,000円
- (3) ビジター会員一口 500円